

蒲郡市蒲郡北地区統合小学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、蒲郡北地区にある蒲郡市立蒲郡北部小学校（以下「北部小学校」という。）及び蒲郡市立蒲郡西部小学校（以下「西部小学校」という。）を統合し、新たに設置する小学校（以下「統合小学校」という。）について、統合を円滑に進めるとともに、校名、校歌、校章、教育課程、生活規則等の開校に必要な事項を定めるため、蒲郡市蒲郡北地区統合小学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、統合小学校について校名、校歌、校章、教育課程、生活規則等の開校に必要な事項を検討し、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 北部小学校又は西部小学校に通う児童の保護者の代表者
- (2) 蒲郡北地区の地域の代表者又は北部小学校若しくは西部小学校の代表者が推薦する者
- (3) 北部小学校又は西部小学校の代表者
- (4) 市の執行機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告を完了した日までとする。

2 委員が、前条第2項の身分を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

3 前項により委員がその職を失ったときは、教育委員会は、その後任となる委員を委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 準備委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に定める事項を検討するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、準備委員会が指名する部員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会長は委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名した部員が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会教育政策課及び学校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月29日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2条に規定する報告を完了した日限り、その効力を失う。